

富山県より以下の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 10 日

各 病 院 長 }
診療所管理者 } 殿

富 山 県 厚 生 部 長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

通知に基づき、初診 から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、4月以降の実施状況について、変更後の様式により県へ報告してください。

なお、変更後の様式（別添1）のExcelファイルは、県のホームページからもダウンロードできます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.toyama.jp/1204/todokede1.html>

(事務担当：医務課医療政策班)